

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (工事)

契約番号: 7168

件 名	上郷河原口本線側道 (南側) 改良工事	
履行場所	海老名市 上郷ほか1 地内	
工 期	令和7年11月5日～令和8年3月16日(132日)	
工事の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○週休2日制確保工事の対象案件	
予定価格	55,308,000 円 (税込)	50,280,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (事前算定型) ※本案件は、スクラップ費を一般管理費に含めて最低制限価格を算出しています。 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

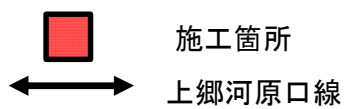
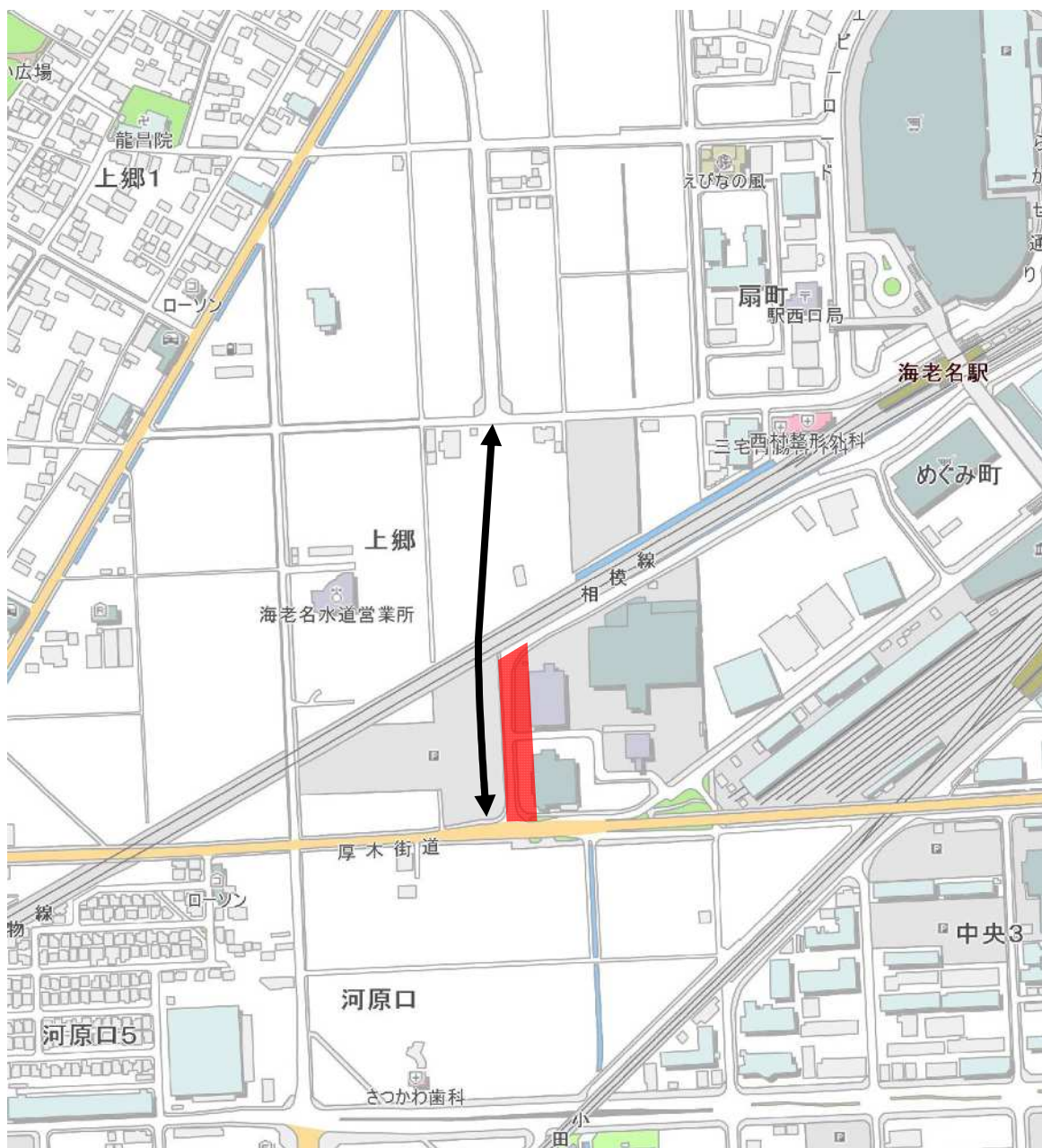
参 加 条 件	営業種目	010 土木一式 経審 - 点以上 - 点未満		○下請契約の請負代金の合計の額が5千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。 併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
	発注区分 詳細は入札公告で確認してください。	第 1 区分		第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	告示日現在で社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。 ※法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除く		
	落札件数制限	あり （第1区分及び第2区分の同日開札の <u>工事</u> で、基本数 <u>1</u> 件まで） 詳細は入札説明書等を参照してください。		
配置技術者等の兼任について		本案件に配置する主任（監理）技術者及び現場代理人は、工事・コンサル・一般委託の区分を問わず同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時に次のファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。 ○告示日現在で社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることを証する書類の写し。（次の（1）～（3）のいずれか） （1）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）の写し <u>※経営事項審査の有効期限内の通知書を提出していれば提出不要</u> （2） <u>（同通知書発行後に社会保険に加入した場合）</u> 健康保険、厚生年金保険及び労働（雇用）保険料の領収書の写し （3） <u>（法令に基づき社会保険適用を除外されている場合）</u> 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書		
入札時提出 (システム添付)		○入札金額積算内訳書 別添のエクセルファイル「入札金額積算内訳書(工事入札時システム添付)」をダウンロードして使用してください。 <u>システムへはPDF化して添付してください。</u>		
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)		開札後、落札候補者は次の書類をF A Xで提出してください。 （落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。） ○配置技術者等に関する書類 ○建設業許可の確認できる書類 ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（3箇所）にマスキング(黒塗り)をして提出してください。		

案 内 図

工事件名： 上郷河原口本線側道（南側）改良工事

工事箇所： 海老名市 上郷ほか1 地内

市道名称：市道2074号線ほか1



工 事 説 明 書 (特 記 仕 様 書)

工事件名 : 上郷河原口本線側道(南側)改良工事
工事場所 : 海老名市 上郷ほか1 地内
路線名称 : 市道 2074 号線ほか1

1. 工事目的

○海老名駅周辺のアクセス性向上を図るため、新設アンダーパスを補完する側道整備を行う。

2. 工事概要

○施工延長 L=141.69m 計画幅員 W=9.3m~W=21.4m

・撤去工	1.0 式	・区画線工	1.0 式
・土工	1.0 式	・電気設備工	1.0 式
・排水工	1.0 式	・信号機移設工	1.0 式
・舗装工	1.0 式	・仮設工	1.0 式
・附帯工	1.0 式		

3. 仕様(施工管理)

○本工事は、「海老名市土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準」に基づき施工すること。但し、測定基準において、施工延長 L=40.0m とあるものは、L=20.0m とし、L=20.0m 未満については、2箇所とすること。

○海老名市土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準に基づき舗装工については以下の試験を行うこととする。試験は各工種の施工数量により対応すること。

- ・アスファルト舗装工、アスファルト安定処理工
現場密度の測定・コア抜き
(1000 m²未満 3 個 別途 1000 m²毎に 1 個追加)
- ・上層路盤
現場密度の測定 (300 m²以上 3 個実施)
- ・下層路盤
現場密度測定 (300 m²以上 3 個実施)
プルフローリング (段階確認項目)
- ・路床(道路土工)
現場密度測定 (300 m²以上 3 個実施)
プルフローリング (段階確認項目)
- ・排水性舗装
現場透水性試験 (10 箇所実施)

- ・透水性舗装

- 現場透水性試験（10箇所実施）

- 上記の試験については海老名市土木工事施工管理基準により、300 m²未満は小規模により省略することもできる。

- ただし、監督員が必要と認める場合は施工計画段階の協議により決定する。

- 型枠材料については、熱帯雨林材の使用を避けること。

- 海老名市公共工事デジタル写真管理要領に基づき工事写真を作成し、提出することとするが、詳細については、監督員と協議し、決定する。

- 道路計画高等、必要段階に於いては、監督員に立会いを求め、承認の上、施工を推進すること。

- 再生砂(RC-10)を使用する際、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号に規定されている測定方法に基づき、予め土壤汚染に係る環境基準に適合することを確認し、製造者側から試験結果報告書を入手し、六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。

- 舗装切断時に発生する濁水処理に係る仕様については、別添『舗装切断時に発生する濁水処理に係る特記仕様書』を参照すること。

- 上記以外の内容については、監督員と協議し、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

4. 工程管理

- 契約工期

- 令和7年11月5日から令和8年3月16日まで

- 詳細な工程については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

5. 安全対策

- 道路使用許可条件（交通管理、施工時間等）を遵守すること。

- 尚、利用者の安全上、やむを得ず施工時間が許可範囲を超えてしまう場合、監督員に連絡するとともに、交通管理者（所轄警察署）に連絡をすること。

- 工事区域の安全対策を十分に施し、道路管理者、道路利用者及び現場作業員等の安全を確保すること。

- 特に作業を行わない時は第三者が工事区域内に入り込まないように、安全対策（安全柵・チューブライト等により）を十分に行うこと。尚、特に夜間の安全管理については、留意すること。

- 工事実施期間中に現場を開放する場合（工事実施時間帯以外）、現況道路高と計画道路高に段差が生ずる時には、必ず安全対策（看板設置・段差擦り付け・通行止め等）を講ずること。

- 風雨が強い場合、工事現場の見周りを行い、工事看板、仮囲い、仮設電力、重機等に破損、転倒等が無いか確認し、監督員に状況を報告すること。又、気象情報で注意報及び警報が発令された場合においては、特に留意すること。

- 詳細については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

6. 仮設備関係

- 仮設備（現場事務所等）の建設については、位置・規模等について監督員の承諾を得ること。

- 工事用電力、用排水、水道、仮設駐車場、現場事務所に係る建設費用等は、請負業者の負担とする。
- 詳細については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

7. 道路関係

- 一般道路を工事用資器材等の搬入に使用するので、搬入経路・使用期間等を明確にすること。
- 工事車両については、速やかに工事ヤード内に誘導し、道路上で工事車両が待機し、一般車及び公共交通車両の通行を妨げないようにする。
- 一般道路を使用するときは、関係法令を遵守し、道路管理者、交通管理者等の許可を得ること。尚、大型車両を使用する場合、規定の路線を利用し、十分に速度を落とし、安全に留意して走行すること。
- 施工段階で、周辺道路の通行止めを行う場合、所轄警察署の許可を得ることは基より、通行止めの予告・案内看板等により、車両及び人を安全に誘導すること。尚、看板設置位置等については、監督員と協議し、承諾を得ること。
- 一般道路を通行止めとする場合、その期間が極力短くなる創意工夫した提案を監督員に行う。
- 夜間にて、資材等の搬入を行う場合に於いても、十分留意すること。
- 資機材の搬入路については、新設道路であるため、監督員と協議を行い、決定すること。
- 詳細については、施工計画書に明記し、監督員の承認を得ること。

8. 建設副産物関係

- 建設副産物の処分は、建設リサイクル法等を遵守し、再生工場に搬入すること。
- 詳細については、施工計画書に明記し、監督員の承認を得ること。
また、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

9. 海老名環境マネジメントシステム関係

- 本工事は、海老名市環境マネジメントシステムの公共工事環境配慮マニュアル適用工事であり、下表の事項に留意し施工すること。

適用工事件名	上郷河原口本線側道（南側）改良工事
作 業	配 慮 事 項
掘 削	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。
排出土処理	排出土中に他の廃棄物が混入しないように分別する。
埋戻し(盛土)	現場内排出土及び再生砕石を使用する。
コンクリート 取壊し	取り壊したものは必ず再生プラントへ搬入する。(マニフェスト管理)
	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。
アスファルト	取り壊したものは必ず再生プラントへ搬入する。(マニフェスト管理)

取壊し	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。
構造物	基礎材は、再生砕石を使用する。
路盤工	路盤材は再生材（RC-10・RM-40・RC-40）を使用する。
舗装工 (車道及び歩道)	舗装材には一部を除き、リサイクル材を採用する。
工事作業 機械車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。
	排ガス規制に適合した作業機械・車両(ディーゼルエンジン)を使用する。
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。

10. 工事全般

- 工事に際し、現場代理人及び主任技術者は設計図書を熟知し、現場代理人に於いて、作業中現場に常駐すること。又、現場代理人は、施工計画書を作成し、事前に監督員の承諾を得ること。尚、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画も作成し、明記すること。
- 事前調査は十分に行い、不明確な部分については打合せ簿により施工前に監督員と協議し、確認を得ること。尚、工事打合せ簿においては、指定の書式を使用すること。**(海老名市ホームページ内 『工事提出書類様式集』 参照)**
- 工事に際し、事前に関係者へ十分な周知を図るとともに、民地内に立ち入る場合は、了解を得てから実施すること。
- 基準点、測量点及び境界点は、工事着手前に点検し、保存の必要があれば確保し、関係者より復元等を求められた場合は、早急に復元すること。
- 騒音、振動及び粉塵等により駅利用者に対し不利益になりうる事は、工事期間・時間及び施工方法等を十分配慮し、施工に当たること。
- 掘削位置直近の構造物（ブロック塀等）は、施工前に状態を確認し、必要であれば、地権者に立会いを求め、記録し、監督員に報告すること。
- 工事現場から発生する不要物等が、工事エリア外に飛散、流出等しないよう必要な処置を講じること。
- 請負業者(下請業者含)は、関連法令の遵守の上、公共事業という認識を常に持ち責務を果たすこと。
- 道路占用物件(ライフライン等)の移設及び撤去が生ずる場合、関係機関との調整を十分行い、監督職員に報告し、工事を円滑に履行すること。
- 設計図書及び工事説明書(特記仕様書)に記載されていない事項については、監督職員と協議の上、履行すること。
- 工事提出書類については十分把握し、適正に作成すること。
(海老名市ホームページ内 『工事提出書類様式集』 参照)
- 本工事は、『道路改良工事』で積算しています。
- その他の条件等については、別途『施工条件明示書』を参照すること。
- 本仕様書に定めのない事項については、その都度、監督員と請負者で協議を行い、決定していくこと。

11. その他（工程関係）

- 施工中の工事と作業前調整を実施し、工事中の搬入路は確保すること。
- 速やかな工事着手と完成引き渡しについて、発注者と協議すること。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、海老名市土木工事共通仕様書等に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 海老名市が発注する工事で、舗装版の切断作業に適用する。

(処理方法)

第3条 舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

(条件)

第4条 受注者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

- 2 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

(提出書類等)

第5条 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受注者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。また、受注者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受注者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

- 2 受注者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(その他)

第6条 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

特記仕様書（受注者希望型）

週休2日制確保工事に関する特記仕様書(土木工事)
（受注者希望型）

1. 週休2日制確保工事について

- ・本工事は、「海老名市週休2日制度確保工事試行要領（土木工事）」に基づき実施するものとする。
- ・本工事は「受注者希望型」で実施する。
- ・要領や提出書類等は市ホームページから入手すること。

2. アンケートについて

- ・受注者は、同意・不同意に関わらず、アンケートに協力するものとし、工事完了後、工事完成届とあわせて市に提出すること。

施工条件明示書（土木工事共通）

1 工事概要

発注者	海老名市		
工事件名	上郷河原口本線側道（南側）改良工事		
工事場所	海老名市	上郷ほか 1	地内
工事目的	海老名駅周辺のアクセス性向上を図るため、新設アンダーパスを補完する側道整備を行う。		
工事概要	施工延長 L=141.69m 計画幅員 W=9.3m~W=21.4m		
	・撤去工 1.0式 ・土工 1.0式 ・排水工 1.0式 ・舗装工 1.0式 ・附帯工 1.0式 ・区画線工 1.0式 ・電気設備工 1.0式 ・信号機移設工 1.0式 ・仮設工 1.0式		

2 積算諸条件

主たる工種 : 道路改良工事

施工地域・工事場所区分 : 一般交通影響有り（2）

契約保証の方法 : 発注者が金銭的保証を必要とする

施工パッケージの使用（一部使用含む） : ☒ 有 ☐ 無

週休二日制確保工事該当の有無 : ☐ 発注者指定（当初計上） ☒ 受注者希望（変更補正） ☐ 無

【使用歩掛及び単価等】

☒ 土木工事標準積算基準書	適用年版：令和	7 年	7 月
☒ 諸経費率	適用年版：令和	7 年	7 月
☐ 下水道用設計標準歩掛表	適用年版：令和	年版	
☒ 土木工事資材等単価表	適用年版：令和	7 年	8 月
☒ 刊行物	適用年版：令和	7 年	7 月
☐ 特別調査	適用年版：令和	年	月
☒ 海老名市見積単価等	適用年版：令和	7 年	4 月
☐ その他（ ）	適用年版：令和	年	月

3 施工条件

【1】 工程関係	1	他工事による当工事の着手、完了時期の制約について	☒ 無 (他工事件名等)	
			☐ 有 (工期、内容等)	
	2	当工事における施工時期の制約について	☒ 無 (制約を受ける施工内容等)	
			☐ 有 (施工時期等)	
	3	施工時間について	☒ 昼間施工	(その他特記事項)
			☐ 夜間施工 (一部含む)	
	4	官公庁ほか関係機関との調整、協議について	☐ 無 (関係機関名)	
			☒ 有 神奈川県 (東部センター)、神奈川県警 (海老名警察署)	
【2】 用地関係	5	工事着手前に地上物件 (家屋調査)、地下埋設物、埋蔵文化財の事前事後調査、又は、移設等の制約について	☒ 無 (対象内容)	
			☐ 有	
	6	設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数について	☐ 無 (詳細内容、作業不能日数等)	
			☒ 有 年末年始休暇 6 日間	
【3】 公害関係	1	工事用地等の未処理部分について (用地買収状況について)	☒ 無 (用地未取得部分等)	
			☐ 有 (取得予定年月日等)	
	2	工事用仮設道路、資材置場等の用地の借用について	☒ 無 (使用場所、期間、借用条件、復旧方法等)	
			☐ 有	
【3】 公害関係	3	使用後の復旧条件	☒ 無 (復旧内容等)	
			☐ 有	
	1	公害防止のため、施工方法、建設機械、作業時間等の制限について	☐ 無 (建設機械と制限内容)	
			騒音規制法、振動規制法による	
			☒ 有 (作業時間と制限内容)	
			騒音規制法、振動規制法による	
【3】 公害関係	2	水替期等の処理で特別な対策等の必要性について	☒ 無 (対策内容)	
			☐ 有	

※ただし、施工上必要となる地下埋設物調査については、施工計画書に明示し、必要な措置を講じること。また、書面により報告すること。

【４】 安全対策 関係	1	安全施設等の指定について（有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として換気設備の設置等の含む）	☒ 無 （指定内容） ☐ 有
	2	鉄道、ガス、電気等の施設と近接する工事の施工方法、作業時間の制限	☐ 無 （対象内容） ☒ 有 ☐ 鉄道 ☒ ガス ☒ 電気 ☒ 電話 ☒ 上水道 ☐ 下水道 ☐ その他（ ）
	3	交通誘導警備員の配置について	☐ 無 （１）交通誘導員の配置 ・交通規制及び駐車場の車両に注意すること ☒ 有 （搬入中・後の処置）
【５】 工事用道 路関係	1	一般道路を搬入路として使用する場合の制約について	☒ 無 （搬入経路・使用期間等の制限） ☐ 有 （搬入中・後の処置）
	2	仮設道路を設置する場合の制約について	☒ 無 （仮設道路に関する安全施設） ☐ 有 （工事後の措置、維持補修内容）
【６】 建設副産 物関係	1	建設発生土が発生する場合について	☐ 無 （建設発生土の処分先） ☒ 有 ※処分先の名称・住所・業者・電話については別途指示します。
	2	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合について	☐ 無 （対象内容） ☒ コンクリート塊 ☒ アスファルト・コンクリート塊 ☐ 建設発生木材 ☐ 建設発生木材（伐木・除根材） ☒ 建設汚泥 ☐ 建設混合廃棄物 ☒ 金属くず ☐ その他（ ）
		※建設廃材指定登録工場に限る。工場側の指示を遵守すること	
※この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）」の規定より再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。			
【７】 工事支障 物件	1	工事支障物件について（地下埋設物含む）	☐ 無 （対象内容） ☒ 電柱 ☐ 上水道 ☒ 下水道 ☐ 電話 ☒ ガス管 ☒ 有 ☒ 架空電線 ☐ 標識・看板 ☐ その他（ ）

【8】 薬液注入 関係	1	薬液注入について	☒ 無	(対象内容)
			工法区分： 使用材料： ☐ 有 施工範囲、削孔数： 注入量： 施工管理基準等：	
【9】 その他	1	工事現場発生品がある 場合について	☐ 無	(品名、数量等)
			☒ 有	H鋼ガードレール 20基 5 t (想定)
	2	支給材料及び貸与品が ある場合について	☒ 無	(品名、数量等)
			☐ 有	
	3	特殊・特定使用材料を 使用する場合及び資材 搬入等に制限がある場 合について	☒ 無	(品名、数量、搬入制限等)
			☐ 有	
	4	発生売却品評価額（ス クラップ等）を計上し ている場合について	☐ 無	(品名等)
			☒ 有	H鋼鋼矢板、グレーチング、人孔蓋 6.2 t 諸経費対象外
	5		☐ 無	
			☐ 有	
6		☐ 無		
		☐ 有		

※明示されない施工条件、明示事項が不明確な場合は、契約書等の関連する条項に基づき甲・乙協議により決定すること。